

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日とす
るときの翌日)

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十五号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

- ◆規則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告示 昭和五十五年度地籍調査事業計画の決定
- ◆土地改良事業計画の適否の決定(三件)

林業改善資金貸付基準の一部改正

解除予定の保安林(二件)

土地収用法による事業の認定

公有水面の埋立ての免許

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

誤昭和五十五年七月鳥取県告示第五百六十号中訂正

2 被害森林整備資金
知事が定める基準に基づ
き、病害虫、火災、気象上
の原因による災害その他の
災害により損害を受けた森
林の整備を行うための作業
路を開設し、若しくは改良
し、又は当該森林における
被害木等の伐採、搬出若し
くは防除を行うのに必要な
資金

別表の第一号の項中2を3とし、1の次に次のように加える。
 「育苗施設で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セット(育苗室百平方メートル分)につき百八十万円玉切積込機を購入する場合にあつては、一台につき千三百五十万円」に改める。

森林の整備の実施(当該
森林の整備を実施するため
の作業路の開設又は改良を
含む。)に係る森林一ヘクタールにつき百二十万円

◆正

規則

目次

別表の第二号の項の2中「百二十万円」を「百五十万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年七月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年七月十一日

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十五年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

泊 村	調査を行う者 の名称	調査地域	調査期間	(平) 調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	津野、高山、葛谷、加茂の一部及び加瀬木、加茂	昭和五十六年三月三十六日まで	一一・七五	
原の一部及び石脇		昭和五十六年三月三十六日まで	三・六八	

鳥取県告示第五百七十六号

昭和五十五年五月八日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（常清地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において

鳥取県告示第五百七十五号

昭和五十五年四月十七日付けで八東町から申請のあつた土地改良（才代後山地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

縦覧に供する期間

昭和五十五年七月十二日から二十日間

縦覧に供する場所

西伯町役場

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十七号

昭和五十五年五月八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（神倉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 鳥取県告示第五百七十八号
昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号（林業改善資金貸付基準の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年七月十一日

第一の表第一号の項貸付けの相手方の欄中「森林組合」の下に、「生産森林組合」を加え、同表第三号の項貸付けの相手方の欄中「森林組合連合会」を「生産森林組合、森林組合連合会」に改め、同号の項を同表第四号の項とし、同表第二号の項貸付内容の欄中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4玉切積込機の購入に必要な資金

鳥取県知事 平 林 鴻 三

別表第一の第二号の項貸付けの相手方の欄中「森林組合連合会」を「生産森林組合、森林組合連合会」に改め、同項貸付申請の時期の欄中「五月又は九月」を「五月又は八月」に改め、同号の項を同表第三号の項とし、同表第一号の項の次に第二号の項として次のように加える。

二被害 森林整備資金	おおむね二ヘクタール 以上の面積の森林整備を 要する林分(林齡が主と して二十一年生以上であ るものという。)の能率 的な整備(病害虫等によ る被害木の伐採又は搬出 の場合にあつては、当該 被害木について所要の防 除処理を行うものに限 る。)をまとめて実施す るために必要な費用のう ち、次に掲げる費用	個人である森林所有者 若しくはその協業体、個 人である素材生産業者、 素材生産業者の組織する 団体、森林組合、生産森 林組合、森林組合連合会、 林業を営む会社(資本の 額若しくは出資の総額が 千円以下のもの又は常 時使用する従業者の数が 三百人以下のものに限 る。)、造林公社又は造 林事業を行う市町村(財 産区を含む。)若しくは 地方公共団体の一部事務 組合	五月又 は八月	六月又 は九月
1 森林整備のための作業 路の開設又は改良に必要 な費用	2 作業現場から山元土場 までの被害木等の伐採若 しくは搬出に必要な費用 (伐採用機械・施設、 架線集材機、トラクタ、 林内作業車、運搬用自動 車等の使用料(機械・施 設の償却費、整備費及び 燃料費をいう。)、作業 労賃及び被害木の防除処 理に必要な費用			

鳥取県告示第五百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の一(次の図に示す部分に
限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三
朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字小船字赤淵一〇五の一、一二〇六
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- 二 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字小船字今出一、一八一の二、一八二の二
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年七月十一日

- 一 起業者の名称
名和町
- 二 事業の種類
名和町運動公園建設事業
- 三 起業地
西伯郡名和町大字加茂字手折地内
- 四 収用の部分
1 使用の部分 西伯郡名和町大字加茂字手折地内
2 なし
- 五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
名和町役場
- 鳥取県告示第五百八十二号
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次とおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。
- 昭和五十五年七月十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 免許の日
昭和五十五年七月八日
- 二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所
鳥取県
鳥取県知事 平 林 鴻 三
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 三 埋立区域

1 位 置

西伯郡中山町塩津字西浪入五三〇番地及び五五一番地地先の公有水面

2 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結ぶ昭和五十四年の秋分の満潮位(D・レプラス〇・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 塩津三角点(北緯三五度三分一九秒〇〇東経一三三度三

四分〇七秒〇七)から三五七度二五分四〇秒

四六一・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二四度四四分五〇秒

二八・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から五四度四四分五〇秒

六〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三二四度四四分五〇秒

七九・一二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五四度四四分五〇秒

一四・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四四分五〇秒

九六・〇〇メートルの地点

2 区 域

西伯郡中山町塩津字西浪入五三二番地から五五一番地に至る陸域及び同地先の公有水面

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑦の地点とを結ぶ直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 塩津三角点から三五三度四三分二〇秒

四一一・九〇メートルの地点

⑦の地点から三二四度四四分五〇秒

一六〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点から九度四四分五〇秒

一二三・〇〇メートルの地点

⑦の地点から九九度四四分五〇秒

一六〇・〇〇メートルの地点

一二三・〇〇メートルの地点

⑦の地点から一四四度四四分五〇秒

三五、四一六・九二平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

3 面 積

二、七四四・〇六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

鳥取県告示第五百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年七月十一日次のとおり指定したので、

1 位 置

面 積

二、七四四・〇六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市山根六一六番地 株式会社 サンホーム 代表取締役 近 藤 茂	倉吉市福庭字沼谷一一 倉吉市八屋字石田一九 幅員 六・〇〇～二七・四〇 メートル 延長 五二・五〇メートル	倉吉市駄経寺町一〇四 番地 寿土地住宅 小木 之寿 代表取締役 正
		倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル
		倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル

鳥取県告示第五百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年七月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年七月十一日

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市駄経寺町一〇四 番地 寿土地住宅 小木 之寿 代表取締役 誤	倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル	倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル
		倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル
		倉吉市八屋字石田一九 八一六、二〇〇一三及 び二〇〇一四並びに一 九八一六及び二〇〇一 四地先水路 延長 七六・六八メートル

昭和五十五年七月鳥取県告示第五百六十号（土地改良法による換地計画の適否の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤
二 下 十二 猪小路工区 猪小路工区
正